

近畿管区警察局大規模地震対応業務継続計画

平成24年12月
近畿管区警察局

第1章	総則	1
第1節	本計画の目的	1
第2節	実施方針	1
第1	実施方針	1
第2	適用範囲	1
第3節	想定する地震と被害想定	1
第2章	業務継続実施責任者等	4
第1節	業務継続実施責任者	4
第2節	業務継続実施副責任者	4
第3章	非常時優先業務	4
第1節	業務の分類及び災害時における執務の方針	4
第1	業務の分類	4
第2	災害時における執務の方針	4
第2節	非常時優先業務の特定	5
第1	業務影響分析の実施	5
第2	非常時優先業務の特定	5
第3節	人員の把握	5
第4章	業務継続のための執務体制の確立	6
第1節	招集	6
第2節	安否確認	6
第3節	参集	6
第1	参集	6
第2	平素からの措置	6
第5章	業務継続のための執務環境等の整備	6
第1節	庁舎機能の確保等	6
第1	庁舎	6
第2	電力	7
第3	什器 <small>じゅう</small> 転倒防止措置	7
第2節	負傷者等への対応	7
第1	負傷者の救護	7
第2	来庁者への対応	7
第3	帰宅が困難となった職員等への対応	7
第3節	備蓄等	8
第1	備蓄食料等の管理	8
第2	事務用物資等の管理	8
第4節	代替施設	8
第1	代替施設の整備・多重化	8
第2	災害警備本部等の移転	8
第3	移転方法	8

第5節 情報通信の確保等	8
第1 情報通信の確保	8
第2 情報システムの維持	8
第6章 教養訓練	9
(資料)	
上町断層帯地震が発生した場合に想定される被害1	10
上町断層帯地震が発生した場合に想定される被害2	11
上町断層帯地震が発生した場合に想定される被害3	12
東海・東南海・南海の三連動地震が発生した場合に想定される被害1	13
東海・東南海・南海の三連動地震が発生した場合に想定される被害2	14
東海・東南海・南海の三連動地震が発生した場合に想定される被害3	15

第1章 総則

第1節 本計画の目的

この計画は、近畿管区警察局防災業務計画（以下「防災業務計画」という。）に定めるもののほか、中部圏・近畿圏直下地震対策大綱（平成21年4月21日中央防災会議決定。以下「大綱」という。）に定める上町断層帯地震及び東海・東南海・南海の三連動地震（以下「大規模地震等」という。）が発生した場合において、近畿管区警察局（以下「管区局」という。）の各課及び高速道路管理室（以下「各課等」という。）が、優先度の高い業務の継続性を確保するために必要な事項を定めることを目的とする。

第2節 実施方針

第1 実施方針

この計画の実施に当たり、管区局の各課等は、相互に連絡を密にして一体的な活動を行い、その事務の迅速かつ適切な実施に努めるものとする。また、管区局内府県警察との連絡・調整を図り、大規模地震等発生時における治安の確保に万全を期すとともに、総合的な業務継続の推進に寄与するように努めるものとする。

なお、この計画の内容については、絶えず検討を加え、必要があると認めるときはこれを変更するものとする。

第2 適用範囲

この計画は、近畿管区警察学校及び府県情報通信部を除いた管区局内の各課等に適用するものとする。

第3節 想定する地震と被害想定

上町断層帯地震は、大阪市を震源とするマグニチュード7.6、最大震度7の都市直下地震であり、上町断層帯地震が発生した場合に想定される被害は別添資料のとおりである。これらの地震により、「地震によりライフラインが途絶した場合の大阪府庁本館、通信分館及び高速道路管理室の庁舎機能の状況については、それぞれ表1、表2及び表3」とおりと予想される。

また、東海・東南海・南海の三連動地震は、南海トラフを震源とする、マグニチュード9クラス、最大震度7の海溝型地震であり、想定される被害は別添資料のとおりである。

表1 ライフライン途絶時の大阪府庁(当局入居部分)の庁舎機能の状況

機能	状況
電力	<p>2日以内であれば大阪府庁が保有する非常用自家発電機による電力確保が可能</p> <p>なお、非常用自家発電機の稼働時の電力供給状況は次のとおり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 照明 執務室の照明の約1/3のみ点灯可能 ・ 電源 執務室の非常用電源コンセント(1口につき約15アンペア)のみ使用可能 <p>なお、当直室コンセント1か所(約15アンペア)へは、管区局が保有する通信分館の非常用自家発電機からの電力供給が可能</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ エレベーター すべて停止
通信	<p>警察電話は、事業者回線断のため、職員による応急対策が完了するまでの間(1日程度)、管区局外部との通信は使用不可</p> <p>加入電話は事業者による復旧が完了するまでの間(1週間程度)、使用不可</p> <p>なお、携帯電話は輻輳等によりつながり難い状態</p>
上水道	<p>事業者による復旧が完了するまでの間(1週間程度)、使用不可</p>
下水道	<p>事業者による復旧が完了するまでの間(1週間程度)、使用不可</p>
ガス	<p>事業者による復旧が完了するまでの間(1か月程度)、使用不可</p>

表2 ライフライン途絶時の通信分館の庁舎機能の状況

機能	状況
電力	<p>4日以内であれば非常用自家発電機による電力確保が可能(情報通信部非常用自家発電機 約4日)</p> <p>電源供給は、災害警備本部用の非常用電源コンセント(1口につき約20アンペア)のみ使用可能</p>

通 信	警察電話は、事業者回線断のため、職員による応急対策が完了するまでの間（１日程度）、管区局外部との通信は使用不可 加入電話は、事業者による復旧が完了するまでの間（１週間程度）、使用不可 なお、携帯電話は輻輳等によりつながり難い状態
上水道	事業者による復旧が完了するまでの間（１週間程度）、使用不可
下水道	事業者による復旧が完了するまでの間（１週間程度）、使用不可
ガ ス	事業者による復旧が完了するまでの間（１か月程度）、使用不可

表 3 ライフライン途絶時の高速道路管理室の庁舎機能の状況

機 能	状 況
電 力	2日以内であれば、非常用自家発電機による電力確保が可能 ・ 照明 約20%のみ点灯可能 ・ 電源 災害警備本部用の非常用電源コンセント（１口につき約12.5アンペア）のみ使用可能
通 信	警察電話は、事業者による回線断のため、事業者による復旧が完了するまでの間（１週間程度）、外部との通信は使用不可（高速道路管理室外への発信は、事業者による復旧が完了するまでの間は、応急移動警察電話による対応） なお、携帯電話は輻輳等によりつながり難い状態
上水道	事業者による復旧が完了するまでの間（１週間程度）、使用不可 なお、貯水タンクに飲料用の上水を概ね１日分貯留（使用制限）
下水道	事業者による復旧が完了するまでの間（１週間程度）、使用不可

ガ ス	事業者による復旧が完了するまでの間（１か月間程度）、使用不可
-----	--------------------------------

第２章 業務継続実施責任者等

第１節 業務継続実施責任者

管区局長は、各課等に業務継続実施責任者を置き、各課等の長をもって充てる。業務継続実施責任者は、防災業務計画の定める場合を除いて、大規模地震等発生時に的確に業務継続を推進するため、この計画に定められた業務を行うものとする。

第２節 業務継続実施副責任者

各課等に業務継続実施副責任者を置き、各課等の次席（次席が不在の場合における各課等の長が指定する調査官を含む。以下同じ。）をもって充てる。

業務継続実施副責任者は、業務継続実施責任者を補佐し、業務継続実施責任者に事故があるときは、その業務を代行するものとする。

第３章 非常時優先業務

第１節 業務の分類及び災害時における執務の方針

第１ 業務の分類

業務継続実施責任者等は、大規模地震等の発生に備え、所掌する業務をあらかじめ災害応急対策業務（防災業務計画第２章第２節に示される災害発生時における措置をいう。以下同じ。）、継続の必要性の高い通常業務（電力・通信等のライフライン及び公共交通機関の途絶並びに職員及び職員家族の被災等人的・物的資源に制約がある状況下においても、災害応急対策業務と並行して継続する必要性の高い業務をいう。以下同じ。）に分類するものとし、災害応急対策業務と継続の必要性の高い通常業務を合わせて非常時優先業務とする。

第２ 災害時における執務の方針

- １ 業務継続実施責任者等は、大規模地震等が発生した場合には、非常時優先業務の実施に必要な人的・物的資源を確保するため、その他の通常業務は、積極的に休止し、又は非常時優先業務の実施に影響を及ぼさない範囲で実施するものとする。
- ２ 業務継続実施責任者等は、被害の拡大状況や非常時優先業務の実施状況を踏まえつつ、限られた人員を柔軟に運用することで、非常時優先業務の実効性が最大限に確保されるよう努めるものとする。
- ３ 業務継続実施責任者等は、電力・通信等のライフライン及び公共交通機関の復旧等により、その他の通常業務の実施に必要な人的・物的資源が確保されたときは、その他の通常業務を順次再開するものとする。
- ４ 業務継続実施責任者等は、長時間労働による過労や精神的ストレスに

より職員が健康を害することにならないよう留意するものとする。

第2節 非常時優先業務の特定

第1 業務影響分析の実施

- 1 業務継続実施責任者等は、非常時優先業務を特定するに当たっては、個々の業務が停止した場合に、国民生活等に与える社会的影響を評価する分析（以下「業務影響分析」という。）を行うものとする。
- 2 業務影響分析は、業務が2週間程度停止した場合を想定し、その影響の重大性を表4の基準に基づき評価することにより行うものとする。

表4 業務の停止に伴う影響の重大性の基準

影響の重大性		業務が停止することに伴い生じる影響の程度
レベル	軽微	社会的影響はわずかにとどまる（ほとんどの人は全く影響を意識しないか、意識をしても許容可能な範囲であると理解する）
レベル	小さい	若干の社会的影響が発生する（大部分の人は許容可能な範囲であると理解する）
レベル	中程度	社会的影響が発生する（社会的な批判が一部で生じ得るが、過半の人は許容可能な範囲であると理解する）
レベル	大きい	相当の社会的影響が発生する（社会的な批判が発生し、過半の人は許容可能な範囲外であると考える）
レベル	甚大	甚大な社会的影響が発生する（大規模な社会的批判が発生し、大部分の人は許容可能な範囲外であると考える）

第2 非常時優先業務の特定

業務継続実施責任者等は、業務影響分析の結果、影響の重大性が「中程度（レベル ）」以上と評価した業務を非常時優先業務とし、影響の重大性が「小さい（レベル ）」以下にとどまると評価した業務については、原則として非常時優先業務から除外するものとする。

なお、管区局における非常時優先業務は、別表のとおりとする。

第3節 人員の把握

業務継続実施責任者は、職員の一部又は大半が業務に従事できないことを前提に、非常時優先業務を実施するために必要な人員をあらかじめ把握しておくものとする。

特に、非常時優先業務について専門的な知識を有する職員が必要となる場合には、当該職員の代替職員をあらかじめ決めておくなどの措置を講ずるものとする。

第4章 業務継続のための執務体制の確立

第1節 招集

業務継続実施責任者等は、大規模地震等が発生したときは、「防災業務計画」、「緊急事態における近畿管区警察局の組織に関する訓令・同細目」及び「近畿管区警察局招集要綱」に定めるところにより招集を行い、非常時優先業務を実施するための体制を確保するものとする。

第2節 安否確認

業務継続実施責任者等は、大規模地震等が発生したときは、警察庁オープンネットワークシステムによるメール送受信により、職員及びその家族の安否を確認するものとする。

なお、大規模地震等の発生時には、通常のメール送受信が困難になることから、各携帯電話会社が運用する災害用伝言板システムを活用するものとする。

第3節 参集

第1 参集

- 1 職員は、管区局内で震度6弱以上の地震が発生したときは、緊急事態における近畿管区警察局の組織に関する訓令の一部を改正する訓令(以下「緊急事態訓令」という。)第7条に定めるところにより、管区局又は代替施設等に参集し、非常時優先業務を実施するものとする。
- 2 緊急事態訓令第3条に定める対策本部長は、災害警備本部等の機能を代替施設に移転する必要がある場合において、安否確認と併せて、代替施設への参集を携帯電話及び電子メール等を活用し、速やかに職員等に伝達するものとする。

第2 平素からの措置

- 1 業務継続実施責任者等は、職員及びその家族の迅速な安否確認ができるよう、平素から携帯電話番号及びメールアドレスを把握するなどの措置を講じ、広域調整第二課に通知するものとする。
- 2 職員は、大規模災害等の発生時には、公共交通機関が利用できない可能性が高いこと及び道路が火災や建物倒壊等により通行できなくなる可能性があることを念頭に置き、防災業務計画に定める参集経路等を、平素から訓練等を通じ、確認するものとする。

第5章 業務継続のための執務環境等の整備

第1節 庁舎機能の確保等

第1 庁舎

- 1 業務継続実施責任者等は、大規模地震等が発生したときは、庁舎の破

損の有無を確認し、必要な場合は、会計課に通報の上、立入禁止等の措置を講じるものとする。

- 2 会計課は、大規模地震等が発生したときは、各種業務を継続するために必要な庁舎内施設の利用制限を行うとともに、庁舎の機能維持に必要な警備、清掃及び各種設備の保守・点検等を行う事業者に対し、業務継続に向けた協力を要請するものとする。

第2 電力

- 1 管区局の業務継続実施責任者等は、平素から非常時優先業務を実施するために必要な機器を非常用電源コンセントに接続しておくものとする。
- 2 業務継続実施責任者等は、非常用自家発電機による電力供給が行われたときは、非常時優先業務を実施するために必要な電力以外の電力の使用を抑制するものとする。

第3 什器^{じきう}転倒防止措置

業務継続実施責任者等は、地震の発生に備え、執務室内の書棚、キャビネット、テレビ、プリンター等の転倒及び落下を防止するための措置をとるものとする。

また、資料等の散逸防止を図るため、キャビネット、ロッカー等の施錠に努めるものとする。

第2節 負傷者等への対応

第1 負傷者の救護

- 1 業務継続実施責任者等は、大規模地震等の発生に備え、負傷者の応急救護に必要な救護用品を確保しておくものとする。
- 2 業務継続実施責任者等は、大規模地震等の発生により負傷者が生じたときは、救護用品を活用して応急救護処置を行うとともに、負傷状況に応じ、医療機関に搬送するものとする。
- 3 警務課は、必要に応じて救護班を編成し、負傷者の応急救護処置や医療機関への連絡及び搬送の支援を行うものとする。

第2 来庁者への対応

- 1 管区局長は、大規模地震等の発生により、来庁者を庁舎内に一時待機させる必要があると認めたときは、非常時優先業務の実施に影響を及ぼさない範囲内において、来庁者を一時待機させるものとする。
- 2 業務継続実施責任者等は、庁舎内に一時待機している来庁者の待機時間が長時間にわたるなど、非常時優先業務の実施に影響を及ぼすおそれがあると認める場合には、災害警備本部等の調整の下、来庁者を庁舎周辺の帰宅困難者受入れ施設に案内又は誘導するものとする。

第3 帰宅が困難となった職員等への対応

業務継続実施責任者等は、大規模地震等が発生したときは、交通機関の途絶等により帰宅が困難となった職員の一時待機場所を確保するものとする。

第3節 備蓄等

第1 備蓄食料等の管理

会計課は、大規模地震等の発生時において、食料等が入手困難となった場合に備え、備蓄食料等の適切な管理を図るものとする。

第2 事務用物資等の管理

業務継続実施責任者等は、大規模地震等の発生時において、事務用物資等が入手困難となった場合に備え、非常時優先業務の実施に必要な事務用物資等の適切な管理を図るものとする。

第4節 代替施設

第1 代替施設の整備・多重化

管区局長は、大規模地震等の発生時において、緊急事態訓令に定める管区局庁舎がその機能を喪失した場合を想定し、災害警備本部等の機能を移転し得る代替施設の整備・多重化に努めるものとする。

第2 災害警備本部等の移転

管区局は、管区局庁舎の安全が確保されていない場合は、緊急事態訓令第6条第2項の規定により、災害警備本部等の要員を局長の指定する代替施設に速やかに移転することができるものとする。

第3 移転方法

代替施設の移転は、徒歩又は自転車の利用等、陸路を原則とするが、道路の損壊等により陸路が困難になった場合の移転方法については別途指示する。

第5節 情報通信の確保等

第1 情報通信の確保

- 1 情報通信部は、管区局庁舎及び代替施設において、被害発生時の被災状況の把握や迅速・的確な指揮命令及び非常時優先業務の実施に必要な情報通信を円滑に確保するため、耐災害性の高い警察通信施設及び情報システムの整備を進めるとともに、維持管理を適切に実施するものとする。
- 2 情報通信部は、災害警備本部等の立ち上げや警察庁・各管区警察局・府県情報通信部、通信業者等との連絡調整を行う担当職員の代替職員及び代替施設において、通信機器を運用管理する担当職員を指名するなど、担当職員等の不在に対応した体制の確保を図るものとする。
- 3 情報通信部は、府庁本館から通信分館の回線が切れた場合には、代替ケーブルを設置して復旧させるものとする。

第2 情報システムの維持

情報通信部は、各種情報システムを運用する担当職員の不在に対応した体制の確保を図るとともに、各種情報システムのうち、障害からの復旧に事業者等との協働が必要なものについては、関係事業者等との連絡体制を整備するなど、関係事業者等と連携した障害の対処体制を確保するものとする。

第6章 教養訓練

- 1 業務継続実施責任者等は、本計画に関する教養、招集・参集訓練及び発災時を想定した初動措置訓練等(以下「訓練等」という。)を実施し、業務継続のための手順について、全職員に周知徹底を図るものとする。
- 2 広域調整第二課は、災害警備本部等の立上げ訓練等を計画・実施するとともに、その実施結果を検証し、以後の訓練等に反映させるほか、災害警備本部等の本部員に対する招集・参集訓練を適宜実施するものとする。
- 3 情報通信部は、非常時優先業務の実施に必要となる通信資機材の展開等を確実に行うことができるよう、管区局内府県警察と連携した訓練を実施するとともに、担当職員の不在に備え、代替職員に対する各種情報システムの操作方法の教養等を実施するものとする。

別表

業 務 の 分 類

【警務課】

		業 務 内 容
非常時優先業務	災害応急対応業務	職員の招集・参集に関する事
		当直体制の確認・確保に関する事
		警察庁・各管区警察局・管区内府県警察からの情報収集・連絡に関する事
		国民への情報伝達に関する事
		警察職員の安否確認に関する事
		職員の救護に関する事
		留置管理に関する事
	車両・警察装備品等の支援に関する事	
	継続の必要性の高い通常業務	個人情報保護に関する事(災害に関連する連絡・調整・指導)
		職員の人事その他庶務に関する事
その他主管業務に係る被災関連事項の連絡調整に関する事		

業 務 の 分 類

【会計課】

		業 務 内 容
非常時優先業務	災害応急対応業務	職員の招集・参集に関する事
		当直体制の確認・確保に関する事
		警察庁・各管区警察局・管区内府県警察からの情報収集・連絡に関する事
		庁舎管理(被害調査、復旧)に関する事
		必要物品の確保に関する事
		備蓄食糧の管理・配付に関する事
	継続の必要性の高い通常業務	予算、決算及び会計に関する事
		行政財産及び物品の管理に関する事
		その他主管業務に係る被災関連事項の連絡調整に関する事

業 務 の 分 類

【監察課】

		業 務 内 容
非常時優先業務	災害応急対応業務	職員の招集・参集に関する事
		当直体制の確認・確保に関する事
		警察庁・各管区警察局・管区内府県警察からの情報収集・連絡に関する事
	継続の必要性の高い通常業務	特異事案報告時の対応、処分等の協議に関する事
		その他主管業務に係る被災関連事項の連絡調整に関する事

業 務 の 分 類

【広域調整第一課】

業 務 内 容	
非常時優先業務	災害応急対策業務
	職員の招集・参集に関する事
	警察庁・各管区警察局・管区内府県警察からの情報収集・連絡に関する事
	自発的支援の受け入れに関する事
	警察通信指令に関する事
	銃砲刀剣類所持等取締法(第26条の事務に関する事に限る。)の施行に関する事
	警察災害派遣隊の派遣等広域的な応援のための措置
継続の必要性の高い通常業務	主管業務に係る被災関連事項の連絡調整に関する事

業 務 の 分 類

【広域調整第二課】

	業 務 内 容
非常時優先業務	災害 応急 対策 業務
	職員の招集・参集に関する事
	警察庁・各管区警察局・管区内府県警察からの情報収集・連絡に関する事
	緊急交通路の指定に関する事
	広域又は大規模な交通規制・管制についての連絡調整に関する事
	警察災害派遣隊の派遣等広域的な支援のための措置
	災害警備本部等の設置・運営に関する事
	現地災害対策本部等への職員派遣・連携に関する事
	関係機関との連携
	関係府県警察の警察活動に関する調整等に関する事
	継続の 必要性の 高い 通常 業務
	交通情報に関する事
	交通事故の処理及び交通事故に係る犯罪の捜査に関する事
	「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律」に基づく措置に関する事
	警衛・警護に関する事
	高速道路における交通対策に関する事(大規模災害に伴って生じるものを除く。)
	警備情報の収集及び警備犯罪の取締りに関する事
	「テロ・ゲリラ」事件等重大事案が発生した際の対処及び関連情報の収集・分析に関する事
	大規模警備の実施に関する事
重要施設に対する警戒警備の調整等に関する事	
その他主管業務に係る被災関連事項の連絡調整に関する事	

業 務 の 分 類

【情報通信部】

業 務 内 容	
非常時優先業務	災害 応急 対策 業務
	職員の招集・参集に関すること
	警察通信施設の機能の確認及び回復に関すること
	通信制限による災害警備活動に必要な通信の確保に関すること
	幹線通信の確保のための応急措置に関すること
	警察通信施設の被災に対する緊急工事に関すること
	警察庁・各管区警察局・管区内府県警察からの情報収集・連絡に関すること
	広域的な応援のための連絡・調整に関すること
	通信資機材の支援に関すること
	継続 の 必要 性 の 高 い 通 常 業 務
	警察通信施設の監視業務に関すること
	警察通信施設の重要障害への対応に関すること
	警備・捜査等の通信運用の実施等に関すること
	府県警察の情報システムの運用等に係る連絡・調整に関すること
	府県警察に対する技術支援業務に関すること
サイバーテロ等への対応に関すること	
その他主管業務に係る被災関連事項の連絡調整に関すること	